

会社が嘘をついていました!!

今回、大阪第二運輸所の組合員に対して介護休職の適用を巡って、現場管理者と関西支社共に曖昧で理不尽な対応をしてきました。

その対応は、当初の回答で「介護休職は、取得は出来る」と本人に説明しましたが、その後、直ぐに取得は出来ないと通知してきました。介護休職規程にある専任社員への適用日数93日間で、その後退職までの在籍期間が半年必要としていました。

しかし、以前、大阪第二運輸所の運転士（誕生月が2月）が、退職前の1月10日から1月31日までの21日間の介護休職を取得し、2月月末に退職している事実と今回の組合員との対応の違いについて、組合員が現場管理者に質問しました。すると関西支社が調べた結果、この事実を認め、組合員に急に介護休職92日を退職前提として取得出来ると言い出しました。

このことは、規程にない取り扱いで、規程を逸脱していることから10月9日、関西支社に申し入れ（「申」第8号）を行っていました。

突然、会社が過去の取り扱いは間違いと認める!!

10月31日、会社が突然組合員に電話してきて、「過去の運転士の取り扱いは誤りであった。退職前の92日間の取り扱いもなかった。」ことを本人に告げました。

会社は、普段に乗務員に対して、「嘘はつくな。正直に事実を申告せよ」と指導していますが、会社自ら嘘をついていました。

**今回、組合員を引き回し、嘘を重ねた会社を絶対に許せません!
キッチリ落とし前をつけてもらいましょう!!**

